



ご挨拶

(一社)大木町合併処理浄化槽維持管理協会
代表理事 井上 勝己



立春とは名ばかりの寒い日が続いておりますが、会員の皆様方におかれましては益々ご健勝こととお慶び申し上げます。

また、日頃より、会員の皆様方には当協会に対し深いご理解と多大なご協力をいただき厚く御礼申し上げます。お陰をもちまして、発足から3年目を迎え、協会への加入率も約90%に達し、運営面でも順調に推移しているところです。

さて、合併処理浄化槽が町内の約7割の世帯で利用されている今日、その安定した水質の確保のためには、設置者の皆さんがより浄化槽に関心を持ち、深い関わりをもっていただくことが大事であり、そのためにも講習会等を通じ皆様方に浄化槽に関する情報提供を行っていくことが重要であると考えております。

昨年度からスタートした簡易チェックシステム制度ですが、当初は350件ほどでしたが、2年目の今年は450件、来年度は600件を超える世帯で実践されることを見込まれます。負担軽減にもつながることから、この制度も年を追うごとに着実に浸透しているものと判断しております。

また、特に要望が強かった少人数世帯における減額制度についても、高齢者+1人の世帯にまで拡充をいたしました。まだ、高齢者を中心とした世帯のみでの適用ではありますが、これもさらに適用範囲を拡大するなど充実を図っていくことができないかと思っております。

協会としては、これまで皆さん方の負担軽減を図るべくさまざまな制度を導入してまいりました。今後は、制度の充実と併せて会員の皆様方との確かな信頼関係を築いていくため各世帯訪問を実施するなど、安心して浄化槽を利用していただくための体制作りにも力を注いでいきたいと考えておりますので、さらなるご支援、ご協力を切にお願いいたしましてご挨拶とさせていただきます。

平成29年度減額制度の受付を開始します。



●少人数世帯減額制度について

減額対象世帯:1人暮らしで6人槽以上の合併処理浄化槽設置世帯。ただし、平成29年4月1日現在で65歳以上の高齢者を含む世帯については、世帯人員が2人以下を対象とします。

減額内容:対象世帯は、年間の浄化槽維持管理協会会費が5人槽(基準額53,260円)の金額になり、最高9千円程度(10人槽設置の場合)負担が軽減されます。

申込み期限 平成29年3月17日まで、協会窓口にて申込み受付

※証明資料として住民票(世帯全員)を添付、印鑑が必要となります。

※今年度割引がなされている方で、継続して希望される方は、世帯人員の増加がない限りお手続きは不要です。

●会費前納一括納付制度について

前納希望届を申し込まれた方で1回目の5月末に年会費を一括納付された方は、1,000円割引になります。

申込み期限 平成29年3月17日まで、協会窓口にて申込み受付

※今年度割引がなされている方で、継続して希望される方は、お手続きは不要です。